



回覧印座

建災防だより

10月号

令和3年10月1日
建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <http://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

★「建災防だより」は、建設工事現場で働く皆様の安全衛生にお役に立つ情報をタイムリーにお送りします★

店社だけでなく現場の方たちにも読んでいただきたいと思います。

- ◎ 労働災害発生状況の現況 (1面)
- ◎ 香川県建設専門工事業安全大会 (12月3日) 開催のご案内 (2面)
- ◎ 来年度の技能講習・特別教育等の実施計画を作成中です。(2面)
- ◎ 安全管理士・衛生管理士の活動のお知らせ (2面)
- ◎ ドラグショベルをトラックから降すときの注意事項 (3面)
- ◎ 厚生労働省、国交省や建災防本部からのお知らせ (3～4面)
- ◎ 下期開催の講習予定 (4～5面)
- ◎ 最近のお問い合わせから (6面)
- ◎ 10月1日から最低賃金が変わります (6面)



1.労働災害の発生状況の現況

全国の1月～8月における労働災害の発生状況のうち、死亡災害は、全産業で昨年より23人増(5.2%増)の465人となり、建設業では1人増(0.6%増)の155人となりました。一方、休業4日以上死傷災害は全産業では、15,843人増(23.0%増)の84,713人となっており、建設業においては721人増(8.7%増)の9,032人となっています。

香川県では、8月末現在の死亡災害は、全産業では9人で、昨年より1人を増えています。そのうち建設業が3人になりました。休業4日以上死傷災害は、全産業では昨年より65人増の714人、建設業においては、18人増加して79人となっております。

今年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、増加を続けています。特に香川県下の建設業における労働災害は休業災害の増加とともに、死亡災害が3件発生しており、さらに労働者以外の死亡事故1件で、その内訳は車両系建設機械災害2、土砂崩壊災害1、墜落災害1と建設業における3大災害が合わせて4件発生しています。平成25年に続き、1昨年死亡災害がゼロであっ

たことを考えると、新型コロナウイルス感染症のせいにして、日常の安全管理活動がおろそかになっていないか、皆で考えなければなりません。3密回避から、安全会議や、パトロール等の活動が停滞しているように見えますので、感染対策を考慮したうえで、秋から年末へかけて、さらなる安全管理に対する努力が必要と思われます。

2. 香川県建設専門工事業安全大会を12月3日（金）にサンメッセ香川で開催します！！

毎年、恒例となっている香川県建設専門工事業安全大会につきましては、今年度は、次のとおり開催致しますので、ご案内いたします。

日 時	令和3年12月3日（金） 13時30分～15時30分
場 所	サンメッセ香川 2階 サンメッセホール（高松市林町2217番地1）
主 催 者	建設業労働災害防止協会香川支部 香川県内の各専門工事業団体（19団体）
後 援	香川労働局
内 容	・安全表彰 ・講 演 「建設業における労働災害の防止について」 香川労働局 労働基準部 健康安全課長 松尾 武司 ・講 演 「建設業における3大災害防止の具体的方法について」 建設業労働災害防止協会 香川支部駐在 安全管理士・衛生管理士 東 昭三

（新型コロナウイルス感染症対策のため座席数は例年より少なくなります。また出席者には検温実施とマスク着用をお願いいたします。）

3. 来年度の技能講習・特別教育等の実施計画を作成中です。

今年度の上期が終わり、来年度の実施計画の作成をしています。今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策により、三密回避のため定員の削減、検温等の実施、当初の計画に臨時開催を織り込む等、何とか実施してまいりました。下期につきましても3密回避等の対策は継続し、講習は実施してまいります。来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が収まれば、例年通りの年間スケジュールで実施計画を作成する予定です。県外の他の講習機関の開催状況も参考にしながら、受講の機会がなくなることを無いようにするため、実施に努めたいと思います。特別教育や安全教育につきましては、事業者からの出張臨時開催の要望には来年度もお応えできるようにしたいと思います。8月から始めました「建築物石綿含有建材調査者講習」については、「一般」を年間10回、「戸建て」は年間2回実施することで計画中です。また、溶接ヒュームに対する「特定化学物質等作業主任者技能講習」については、現在講師養成中であり、準備が整い次第開催したいと考えています。

4. 安全管理士による安全パトロールを実施しませんか？

四国駐在の安全管理士は9月末で、高橋啓典氏から東 昭三氏に交代となりました。東氏は安全管理士のほかに衛生管理士でもあります。安全衛生管理士とは労働災害防止団体法により定められ

た制度であり、労働災害防止協会には、労働災害防止に関する技術的な事項を指導、援助するものとして「安全管理士」「衛生管理士」を置かなければならないとされています。四国エリアではこの香川支部がその駐在支部となっています。

安全パトロールや安全研修会の講師等、ご利用ください。中小総合工事業者等の皆様の安全パトロール（個別指導）は無料で実施できます。詳しいことは建災防香川支部までお問い合わせください。

5 ドラグショベルをトラックから降ろすときの注意事項 香川労働局

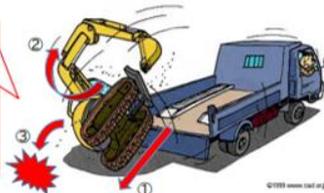
（このリーフレットは同封しています。）

その作業方法、ちょっと待った!! 非常に危険です!!
ドラグ・ショベルを降ろす作業中、
機械ごと転落し、挟まれて死亡

高松労働基準監督署 令和3年6月 死亡災害

貨物自動車の荷台に積載していた掘削用機械（ドラグ・ショベル）を降ろすため、バケットを地面に突いて支えにし、履帯（クローラ）先端を接地させた後、バケットを浮かせて旋回をしていたところ、バランスを崩し機械が転倒し、操作者が運転席から投げ出され、その下敷きになった。

荷台から斜めに降り、
①「地面に履帯先端を付けて
機械が斜めになった状態」から、
② 旋回すると、
③ 重心変化や遠心力で転倒する
危険性が非常に高くなる。
※特にダンプ車は荷台が高く、機体
が大きく斜めになる。



（公社）建設荷役車両安全技術協会 災害事例イラストより

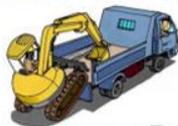
危険

・斜めになった状態の不安定な姿勢のドラグ・ショベルを旋回すること
・シートベルトを使用していないこと（備え付けられていない）
・道板や盛土等の斜路を使用していないこと（作業計画が作られていない）

対策は
裏面へ

Q：現場でも動画でも見る方法なので、大丈夫なのでは？

A：推奨される技能ではありません。原則禁止として下さい。



（公社）建設荷役車両安全技術協会
災害事例イラストより



こんな積卸し方、
していませんか？
web検索結果より

動画サイトでも見かける、このような積卸し方法は大変危険です！ドラグ・ショベルのみで積込む方法が技術のように説明され、プロのテクニックと思われるかもしれませんが、高リスクで曲芸に近いものです。リスクの少ない方法を選択するのがプロです。

ポイント 道板や斜路、積載車など様々な方法があり、それぞれ危険性があります。しかし、安易に危険度の高い方法を選択すべきではありません。

香川労働局・各労働基準監督署

建設機械を移送する時、守るべきこと

— その積み方は危険ではなく、無事で済みませんか？ —

Q：重機の移送方法に法律上の決め事があるんですか？

A：法令上は、下記のように規定されています。

法 車両系建設機械の移送 労働安全衛生規則第161条

1 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さで、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けられること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

【解釈例規】（昭和47年9月18日 基発第601号の1）

- 1 (略)
- 2 「十分な」とは、積卸しを行う車両系建設機械の重量及び大きさに応じて決定されるべきものであること。
また、「適当なこう配」とは、当該機械の登坂能力等の性能を勘案し、安全な範囲のこう配をいうものであること。
- 3 第3号の盛土の強度については、盛土にくい丸太打ちを施し、かつ、十分に突き固めるなどの措置を講ずることにより確保されるものであること。

注意

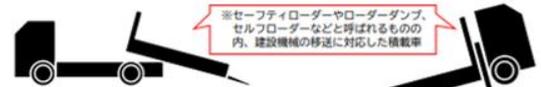
道板（十分な長さ、幅、強度を有するもの）は、荷台の道板掛けに確実に取り付けられる。盛土は十分に締固めるなど、細部の確認は抜かりなく！

Q：法令上の作業方法しか認められないのでしょうか？

A：現場に合わせ、危険度の少ない方法を選択して下さい。

より安全に作業を行うため、ローダー等の専用の積載車などを使用することも効果的と考えられます。当然、積載車にも使用時の危険性がありますので、メーカー規定の作業方法や使用基準を守ってください。

道板や盛土でも固定や強度が不十分など、転倒災害に繋がる可能性があります。現場の状況等を踏まえ、最速より安全な方法を採用しましょう！



ポイント

移送方法の決定にあたって、移送を行う事業者だけでなく、現場に合わせた積卸し作業を行う場所や費用の確保など、発注者と元請等による配慮や準備、指導が必要です！

6. 厚生労働省、国交省や建災防本部からのお知らせ

（建災防香川支部ホームページのお知らせ欄をご覧ください。添付資料をダウンロードできます。）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長
- ・ （令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について（9/24）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について（9/24）
- ・ （事務連絡）接種証明の利用に関する基本的考え方について（周知）（9/21）
- ・ デジタル化についての通知 国土交通省（9/21）

- ・ ハローワークにおける建設キャリアアップシステム（CCUS）登録企業への応募勧奨（9/21）
- ・ 令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）（9/16）
- ・ 「建設業取引適正化推進期間」の実施について（9/15）
- ・ リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について（9/15）
- ・ 「令和3年版交通安全白書」について（9/14）
- ・ 210902_不動建局通知（建設業課）今後の催物の開催制限等の取扱いについて（9/12）
- ・ 「価格交渉促進月間」の実施について（9/8）
- ・ 【事務連絡】今後の催物の開催制限等の取扱いについて（9/8）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について（9/8）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について（9/8）
- ・ 【事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について（9/2）

7. 11月～2月開催の講習予定

講習予定日	講習科目	講習会場
11月4日(木) 5日(金)	足場の組立て等作業主任者技能講習	香川県建設会館
11月8日(月)	足場の組立等特別教育(6H)	香川地域職業訓練センター
学科:11月10日(水) 実技:11日(木) または12日(金)	小型車両系建設機械(3トン未満) 運転特別教育	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック
11月15日(月) 16日(火)	一戸建て等建築物石綿含有建材調査者	香川県建設会館
11月17日(水) 18日(木)	石綿作業主任者技能講習	香川県建設会館
11月24日(水) ～29日(月) ※学科2日・実技1日	不整地運搬車運転技能講習	(学科・実技) タクテック
11月29日(月)	ハーネス型安全帯使用作業 特別教育	香川県建設会館
11月30日(火) 12月1日(水)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
12月7日(火)	自由研削砥石の取替等の業務に係る 特別教育	香川県建設会館
12月10日(金)	ハーネス型安全帯使用作業特別教育	香川県建設会館

講習予定日	講習科目	講習会場
12月16日(木) 17日(金)	コンクリート造工作物の解体等作業主任者	香川県建設会館
12月20日(月) ～22日(水) ※学科2日・試験1日	一般建築物石綿含有建材調査者	香川県建設会館
1月7日(金)	現場管理者統括管理講習	香川県建設会館
1月12日(水) ～14日(金)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	香川県建設会館
1月17日(月) 18日(火)	一戸建て等建築物石綿含有建材調査者	香川県建設会館
1月20日(木) 21日(金)	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	香川県建設会館
1月25日(火) 26日(水)	足場の組立て等作業主任者技能講習	香川県建設会館
1月27日(木)	ハーネス型安全帯使用作業特別教育	香川県建設会館
1月28日(金)	建設工事の職場環境改善実施担当者講習(メンタルヘルス講習)	香川県建設会館
1月31日(月)	足場の組立て等特別教育(6H)	香川県建設業協会西讃支部会館 (観音寺市南町)
2月2日(水) 3日(木)	石綿作業主任者技能講習	香川県建設会館
2月8日(火) 9日(水)	型枠支保工の組立等作業主任者	香川県建設会館
2月10日(木)	丸のこ等取扱い作業の安全衛生教育	香川県建設会館
2月15日(火) 16日(水)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
2月18日(金)	職長・安全衛生責任者 能力向上教育	香川県建設会館
2月21日(月) ～23日(火) ※学科2日・試験1日	一般建築物石綿含有建材調査者	香川県建設会館
学科:2月28日(月) 3月1日(火) 実技:3月2日(水) ～4日(金) ※3日間講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用)運転技能講習	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック

◆講習のお申込みは先着順です。お早めにお申込みください。

◆申込書は建災防香川支部のホームページからダウンロードできます。

◆石綿含有建材調査者講習、職長・安全衛生責任者教育及び小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転特別教育、ハーネス型安全帯特別教育はすぐに定員になってしまいますので、事前に空き状況をお問合せください。

◆ゴシック太字の講習は、人材開発支援助成金対象の講習です。

[最近のお問い合わせから]

1. 型枠支保工の作業主任者と、88条届との問い合わせ

壁の型枠の施工に、型枠作業主任者が必要ですかというお問い合わせがありました。

労働安全衛生法第14条に「事業者は、・・・政令で定めるものについては、・・・技能講習を修了した者のうちから、省令で定めるところにより、作業主任者を選任し、・・・省令で定める事項をおこなわせなければならない。」とされています。型枠については、労働安全衛生法施行令第6条1項一四号「型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリート打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。）の組み立て又は解体の作業」とされています。壁だけであれば型枠支保工の作業主任者は必要ありません。梁やスラブを支える支保工があれば、高さに関係なく作業主任者の選任が必要になります。（よく3.5mの88条1項届と勘違いすることがあります。）

2. 土止め先行工法について

3つの先行工法として、足場の手すり先行工法、低層住宅工事における足場先行工法、溝掘削における土止め先行工法があります。

土止め先行工法は、何回も掘削埋め立てが行われ、地盤がゆるくなっているところ、敷地内で何度も掘削埋め戻しが行われ、堅固な地山でないところの掘削を行う場合に、敷地に余裕がなく安全な勾配をとることができないところでは土留めが必要になります。道路での排水管理設工事などでは、土止め先行工法が有効です。土止め先行工法の切梁を設ける場合には切梁の深さ高さに関係なく「土止め支保工の切梁または腹起しの取り付け又は取外しの作業」の作業主任者の選任が必要です。

みんなチェック！ 最低賃金

香川県最低賃金は、令和3年10月1日から
時間額 848円 が適用されます。

香川県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト、嘱託の雇用形態や呼称にかかわらず、原則として香川県で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業（①冷凍調理食品製造業 ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ④船舶製造・修理業、船用機関製造業）で働く労働者の方は、特定最低賃金（産業別最低賃金）及び香川県最低賃金のうち高いほうの金額が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせ先
香川労働局労働基準部 賃金室
電話 087-811-8919